

令和8年度 臨時的任用職員（林業技師）募集要項

大島支庁農林水産部林務水産課

職務内容	<p>1 治山・林道事業の計画，調査，設計，指導，監督，検査に関する業務</p> <p>2 その他森林法に関する業務など</p> <p>・採用後に具体的業務を決定する予定です。</p>
募集人員	1人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 林業に関する資格を有している方または，林業行政に携わった経験のある方</p> <p>2 パソコンの文書作成ソフト及び表計算ソフトを操作可能な方</p> <p>3 その他</p> <p>以下に該当する方は，応募できませんので御了承ください。</p> <p>(1)禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者</p>
勤務条件等	<p>1 勤務時間 原則として，土日・祝日を除く，月～金曜日の8時30分から17時15分（休憩時間12時～13時） ※ 所属長が業務上必要と認めた場合，超過勤務を命じ，時間外勤務が生じることがあります。</p> <p>2 休暇 年次有給休暇，特別休暇が付与されます。</p> <p>3 給与 給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。 基準となる給料月額は「197,900円」で，職務経験等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがあります。</p> <p>4 諸手当 時間外勤務，休日給を支給します。 通勤手当，期末手当，勤勉手当，特勤手当等の諸手当については，それぞれの支給要件に応じて支給します。</p>
勤務地	<p>奄美市名瀬永田町17-3</p> <p>大島支庁農林水産部林務水産課</p>
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和8年9月30日まで</p> <p>※ 業務遂行能力等の実証を踏まえ，更新の可能性あり</p>
加入保険	<p>地方職員共済組合等（雇用保険は原則適用されません。）</p>
応募方法	<p>・市販の履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記）により，下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和8年3月19日（木）まで）</p> <p>※ 郵送の場合も，令和8年3月19日（木）必着とします。</p> <p>・書類選考の上，面接日時等を連絡します。</p> <p>・応募期間にかかわらず，募集を締め切らせていただく場合がありますので，あらかじめ御了承ください。</p> <p>・選考の経過などについての問い合わせには応じられない場合がありますので，あらかじめ御了承ください。</p>

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。</li><li>・地方公務員法第22条の3に規定する臨時的任用職員として採用します。</li><li>・原則、敷地内禁煙です。(喫煙は、特定屋外喫煙場所のみ可能です。)</li></ul>
-------	---

問合せ先

〒894-8501

奄美市名瀬永田町17-3

大島支庁農林水産部農政普及課

TEL 0997-57-7269 (直通)